

圏域（教育・保育提供区域）設定の見直しについて

1 圏域（教育・保育提供区域）

圏域とは、事業計画の基本単位
 量の見込み・確保の内容をこの区域ごとに記載

2 圏域の見直し

●圏域設定（当初案）

地理的状况等を勘案して「圏域」（木津川市の場合は、中学校区とする。）を定め、圏域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」、「確保方策」、「実施時期」等を定める。

No.	圏域	構成
1	木津中学校区	木津小・相楽小学校区・城山台小学校区
2	木津第2中学校区	高の原・相楽台・木津川台小学校区
3	木津南中学校区	梅美台・州見台小学校区
4	泉川中学校区	加茂・恭仁・南加茂台小学校区
5	山城中学校区	棚倉・上狛小学校区

●圏域設定（見直し案）

本市は幼稚園及び保育所等の通園区域を定めていないため、本市全域を1つの「圏域」として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」、「確保方策」、「実施時期」等を定める。

ただし、放課後児童クラブについては、「圏域」を小学校区とする。

①幼稚園、保育所、一時預かり、病後児保育、ファミリーサポートセンター等

No.	圏域	構成
1	市全体	—

②放課後児童クラブ

No.	圏域	構成
1	木津小小学校区	—
2	相楽小学校区	
3	高の原小学校区	
4	相楽台小学校区	
5	木津川台小学校区	
6	梅美台小学校区	
7	州見台小学校区	
8	城山台小学校区	
9	加茂小学校区	
10	恭仁小学校区	
11	南加茂台小学校区	
12	棚倉小学校区	
13	上狛小学校区	

[参考]

○子ども・子育て支援法における位置づけ

子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定める。

(1) 圏域ごとの、

① 各年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要
利用定員総数

② 教育・保育の量の見込み・提供体制の確保内容・その実施時期

(2) 圏域ごとの各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供
体制の確保内容・その実施時期

○圏域の法律上の定義

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育
を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定め
る区域

○国の基本指針

小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者
や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり

(1) 地域型保育事業の認可の際に使われる需給調整の判断基準となることを
踏まえて設定

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定と
することが基本